

1 処分を受けた税理士

氏 名： 高谷 昌志

登録番号： 第118285号

2 処分の内容

令和5年1月10日から税理士業務の禁止

3 処分の内容となった行為又は事実の概要

○ 故意による不真正税務書類の作成

被処分者は、関与先であったAの所得税の確定申告に当たり、同人からの依頼により、架空の経費を計上すること等により、不正に所得金額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。

また、これに伴い、同人の消費税及び地方消費税の確定申告に当たり、不正に消費税及び地方消費税額を圧縮した真正の事実と反する申告書を作成した。